２．変更する承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

新	旧
兵庫県加古郡稲美町岡2680番地　三河内正	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号 大橋忠晴

３．変更年月日

平成21年４月１日

○経済産業省
環境省　国土交通省告示第二十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、住友建機株式会社から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月六日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

１．変更する承認事業者の名称

新	旧
住友建機株式会社	住友建機製造株式会社

２．変更する承認事業者の住所

新	旧
東京都品川区大崎二丁目１番１号	千葉県千葉市稲毛区長沼原町731番地１

３．変更年月日

平成21年４月１日

○経済産業省
環境省　国土交通省告示第二十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、承認事業者の名称及び代表者の氏名を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月六日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

１．変更する承認事業者の名称

新	旧
ヤンマー株式会社	ヤンマー農機株式会社

２．変更する承認事業者の代表者の氏名

新	旧
山岡健人	阿部修司

３．変更年月日

平成21年２月21日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１７３号
北海道滝川市泉町２丁目８番33号
債務者　伊藤　　聡
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第３５６８号
愛知県大府市長根町５丁目16番地の１　グローリアス大府長根町506
債務者　渡山　康積
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川留美子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６５号
神奈川県小田原市風祭107番地の１　パノラマハイツ第２―202
債務者　坂本　　実
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１０号
茨城県石岡市柿岡2716番地
債務者　梅澤　勝次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
茨城県土浦市中村東１丁目２番10号
債務者　菅澤　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７１６号
大津市里７丁目２番10号
債務者　石見　吉敏
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲津　貴央
4　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２４号
岡山市中区倉田233番地５
債務者　野﨑　節子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部